

補助対象施設・設備の取り扱いについて

補助金で取得（修繕）した財産等は処分制限期間中に無断で処分してはいけません。

- ※処分
- 1 転用・・・所有者の変更を伴わない目的外使用
 - 2 譲渡・・・所有者の変更
 - 3 交換・・・他人の所有する他の財産との交換
 - 4 貸付け・・・所有者の変更を伴わない使用者の変更
 - 5 担保権の設定・・・抵当権その他の担保権の設定
 - 6 取壊し・・・施設の使用を止め、取り壊すこと
 - 7 廃棄・・・設備の使用を止め、廃棄処分すること

【福島県中小企業等グループ補助金（令和3年及び令和4年福島県沖地震）交付要綱】

第22条 [財産の処分の制限] 3項（要約）

中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件を交換し又は債務の担保に供しようとするときは、様式第9号「取得財産等の処分承認申請書」により知事の承認を受けなければならない。

第17条 [交付決定等の取消し等]（要約）

2項 知事は、中小企業等グループ又はその構成員が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

3項 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

○知事の承認を受けずに処分を行った場合、交付決定が取消しになる場合があります。処分を行う場合には必ず事前に県へご連絡ください。

○補助対象施設・設備が不正に使用される案件が見られることから、事業完了後においても適正に使用されているか調査する場合がありますので、書類や台帳などにより使用状況を説明できるようにしておいてください。

お問い合わせ先

福島県経営金融課

福島県沖地震担当 TEL : 024-521-8644